

10-307



三重縣史料

自垂仁
至天智
二卷

真宗勸學院教授 小野茂吉編

第二卷 目次

- 大神の御鎮座……………一
- 齋内親王……………三二
- 日本武尊の東征……………四〇
- 神皇の三韓征伐……………五〇
- 伊賀伊勢の分合……………五二
- 仁徳と雌鳥皇女……………五四
- 仁徳と武部……………五七
- 豊受大神の御遷座……………五八
- 雄略天皇……………六六
- 朝日郎の亂……………七一
- 藤原千方の亂……………七六

三重縣史料 卷二

大神の御鎮座

(甲) 倭姫命世紀に曰く(崇神朝書寫)

天和御間城入彦五十瓊殖天皇即位六年己丑秋九月倭の笠縫邑に就
 殊に磯城の神籬を立て天照大神及草薙劍を遷し奉り皇女豊鋤
 入姫命をして齋ひ奉らしむ其の遷し祭るの夕宮人皆參て、終夜
 舞樂し歌ひ舞は然して後太神の教に隨ひ國々處々に大宮處を求
 め給へり天皇(崇神)以往九帝殿を同ふし床を共にし給ふ然れど
 も漸く其の神の勢を畏れて共に住み給ふて安からず改めて齋部
 氏をして石凝姥神の裔天目一箇齋二氏を率ひて更に鏡劍を鑄造
 し以て身を護る御璽と爲し給ふ是今踐祚の日獻る所の神璽鏡劍
 是なり

(中略)是より但波倭國木の國吉備宮より再大和に歸り善き宮所を
 覓め給ふ

明治
 39 10 27
 内交

(乙) 伊賀市守宮穴穗宮都美惠宮

- (一) 六十四年十一月廿八日丁亥伊賀國隱の市守宮に遷幸し二年齋イハヒひ奉る
- (二) 六十六年己丑同國穴穗宮に遷り四年を積みて齋イハヒき奉る爾の時伊賀の國造參り籠山シノヤマ山戸並に地の口の御田畑鱒魚取淵梁作瀬等を朝の御氣夕の御氣に供へ進る
- (三) 活目入彦五十狹茅天皇即位二年癸巳伊賀敢都美惠宮に遷り玉ひ二年齋イハヒき奉る

(中略)是より近江國美濃國を經美き宮所を覓め給ふ

(丙) 伊勢桑名野代宮

十四年乙巳伊勢國に桑名の神代宮に遷幸し四年齋イハヒひ奉る時に國造大若子命一名大幡主命參り相ひ御共に仕へ奉り國內の風俗を白さしめき又國造建日方命參り相ひき汝の國の名は何りと問ひ給ふ答て曰く神風の伊勢國と白す舍人に弟伊爾方命又地の口の御田並に神戸を奉る次に河俣の縣の造の祖大比古命參り相ひき

汝の國の名は何りと問ひ賜ふ答て白さく味酒の鈴鹿の國奈具波志の忍山と白しき然して神の宮造り幸行せしめ奉る又神田並に神戸を進りき次に阿野縣造の祖真桑枝太命に汝の國は何りと問ひ賜ふ白さく草蔭の阿野國と白して神田並に神戸を進る次に市師縣造の祖建階古命に汝の國の名は何りと問ひ賜ふ白さく穴行アナユキ

(丁) 伊勢阿佐加藤方の片樋宮

- (一) 十八年己酉阿佐加藤方の片樋宮に遷り座し争を積むと四ヶ年を経て齋イハヒひ奉る是時に阿佐加の彌子に座す伊豆速布留神は百往く人は五十人取死し四十往人は廿人取死す此の如く伊豆速布留時に倭姫命朝廷に大若子を進め上りて彼神の事を申し賜へは種々の大御手津物を彼神に進らせやはし鎮め平け奉れと詔り遣はし下し給ひき時に其の神を阿佐加の山の嶺に社作り定めて其の神を夜波志志都米上奉りて勞ひ祀りき爾時に宇禮志と詔して其の處を名けて宇禮志と號けき

(二) 然して度り座す時に阿佐賀縣に多氣連等か祖宇加日子か子吉志比賣次に吉彦二人參り相ひき此に問ひ賜はく汝等か阿佐留者は何ると問給ひき答へ白さく皇大神の御贄の杯に奉上らん伎佐を阿佐留と白しき時に申すと恐しと記して其の伎佐を大神の御贄に進らしめて佐牟の木の枝を割き取りて生比伎に宇氣比伎良世給ふ時に其の火伎理出して采女忍比賣か作りし天平公瓦八十枚持ちて伊波比戸に仕へ奉りき爾時吉志比女地の口の御田並に麻園進る

(三) 一書に曰く天照大神美濃國より廻りて安濃の藤方の片樋宮に到りて座し玉ふ時に安佐賀の山に荒神あり百往く人は五十人を亡り四十往人を二十人亡る茲に因て倭姫命度會郡宇遲の村五十鈴の川上の宮に入り座さすして藤方の片樋宮に齋奉る時に阿佐賀の荒惡神の爲行を倭姫命中臣の大鹿島命伊勢の大若子命忌部玉櫛命を遣はして天皇に奉問せしむ天皇詔し玉はく其の國は大若子命か先祖天日別命か平けし所の山なり大若子命其の神を祭り

平け倭姫命をして五十鈴宮に入れ奉らしむ則種々の幣を賜ふて大若子命を返し遣し玉ひ其の神を祭らしむ已に保平けて則社を安佐賀に定めき以て祭る然して後倭姫命入り座すを得玉ふ但し其の渡物には敢て返し取らす

(戊) 伊勢飯野高宮

(一) 二十二年癸丑飯野の高宮に遷り玉ひ四箇年齋ひ奉る時に飯高の縣の造の祖乙加豆知命に汝の國の名は何と問ひ賜ふ白さく意須比の飯高國と白して神田並に神戸を進る倭姫命飯高しと白す事を貴しと悦ひ賜ひき次に佐奈の縣の造の祖彌志呂宿稱命に汝の國の名は何ると問ひ賜ふ白さく許母理國志多備之國眞久佐牟毛久佐向の國と白して神田神戸を進る又大若子命を汝の國の名は何ると問ひ賜ひ白さく百張の蘇我國千五百枝剡竹田の國と白し

(二) 其の所に御櫛を落し給ひき其の處を櫛田と號け給ひ櫛田の社を定め賜ひき此の處よりして御船に乗り給ひて幸行し給ふ其の河

の後江に到り座す時に魚自然に集り出て、御船に参り乗る。爾時倭姫命見て悦び賜ひて其の處に魚見の社を定め賜ひき其れより幸行なる御饗奉る神参り相ひき汝の國の名は何ると問ひ給ふ。白さく白濱の眞名胡の國と申す其の所に眞名胡の神社を定め給ひき又乙若子命麻神菟靈等を以て倭姫命に進りて陪從の人に解除せしめ弓劍の兵を留めて飯野の高の宮に入り座し遂に五十鈴の宮に迎ふとを得給ふ。

(三)

爾より以來天皇の太子齋宮驛使國の司人に及ふまで此等の川に到りて解除を爲し鈴の聲を止む此れ其の儀なり其より幸行して佐佐牟江に御船泊め給ひ其處に佐々牟江の宮を造り座さしめ給ひき大若子命白鳥の眞野の國と國保き白しき其の處に佐々牟江の社を定め給ひき其の處より幸行の間に風浪無くして海鹽大興度に與度美て御船幸行なさしめ玉ふ其の時倭姫命悦ひ給ひて其の濱に大興度社を定め給ひき。

(巳) 伊勢伊蘇宮

(一)

廿五年丙辰春三月飯野の高宮より伊蘇宮に遷幸座さしめき時に大若子命に問ひ給はく汝か此の國の名は何ると白さく百船の度會國玉掇伊蘇國と白して御鹽濱並に林定め奉りき此の宮に座して供へ奉る御水在る所は御井の國と號けき時に倭姫命詔し玉はく南の山の末を見給へは善き宮所有らんと見ゆと詔して御宮處覓めに大若子命を遣はしき倭姫命は皇大神を戴き奉りて小船に乗り給ひ御船に種々の神財並に忌桶榊等を留め置きて小河より幸行し給ひき其の河よりして御船後立ち爾時驛の使等御船宇久留と白しき其の處を宇久留と號けき其の所より幸行する速河彦詣り相ひき汝の國の名は何ると問ひ給ふ白さく畔廣の狭田の國と白して佐々牟江の神進りき其の處に速河狹田社を定め給ひき其の處より幸行するに高水の神参り相ひき汝の國の名は何ると問給ふ白さく岳高田深の坂手の國と白して田上の御田を進りき其の處に坂手社を定め給ひき其の所より幸行して河盡き其の河の水は寒くありき則寒河と號け給ひき其の處に御船を留め

(二)

給ひて即其の處に御船神社を定め給ひき
 其の處より幸行し給ふ時御笠服給ひき其の處を加佐伎と號け玉
 ひき大河の瀬を渡り給はんと爲し給ふに鹿の穴流れ相ひき是れ
 穢しと詔して渡り座さす其の瀬を相鹿瀬と號け給ひき其の處よ
 り河上を指して幸行し給へは砂流るゝ速瀬有りき時に眞名胡神
 參り相ひて渡し奉りき其の瀬を眞名胡の瀬と號け玉ひて御瀬の
 社を定め給ひき其の所より幸行して美き地に到り給ひぬ眞名胡
 の神に國の名は何りと問ひ給ひき大河の瀧原國と申しき其の處
 を宇多之大宇禰奈をして荒草を刈り掃はしめて宮造り座さしめ
 き此の處は皇大神の欲し給ふ地には有らすと悟し給ひき其の時
 大河の南の道より宮所覓めに幸行し給ふに美き野に到り給ひて
 宮所覓め佗ひ給ひて其の所を和比野と號け給ひき其の所より幸
 行し給ふに久求都彦參り相ひき汝の國の名は何りと問ひ給ひき
 白さく久求の小野と白しき倭姫命詔し給はく御宮處を久求の小
 野と號け給ひて其の處に久求の社を定め給ふ時に久々都彦白さ

く吉き大宮所ありと白しき

(三)

其の所より幸行して園作神參り相ひて御園地を進りき其の處を
 喜ひ給ひて園相の社を定め給ひき其の處より幸行ますに善き小
 野有りき倭姫命目豆(愛)給ひ即其の處を目豆野と號け給ひき又其
 の所に圓なる小山ありき其の處を都不良と號けき其の所より幸
 行せるに澤道野ありき其の所を澤道の小野と號け玉ひき其の時
 大若子命大河より御船を幸ひて御迎へに參り相ひき時に倭姫命
 大に悦ひ給ひて大若子命に問ひ給はく吉き宮所ありや白さく佐
 古久志呂宇遲の五十鈴の河上に吉き御宮所ありと白しき亦悦ひ
 給ひて問給はく此の國の名は何りと白さく御船向田國と白しき
 其の處より御船に乗り給ひ幸行し給ひき其の忌楯種々の神寶
 物を留め置き給ふ所の名を忌楯小野と號け玉ひき其の處より幸
 行するに小濱あり其の所に鷺を取る老翁ありき時に倭姫命御水
 飲まんと詔して其の老に何處に吉き水ありやと問給ひき其の老
 翁寒き御水を以て御盥奉りき時に穢め給ひ水門に水饗神社を定

(四)

め給ひき其の濱の名を鷲取小濱と號け給ひき
 時に大若子命に國の名を何ると問ひ給ふ白さく速雨の二見國と
 白しき爾時其の濱に御船を留め給ひて座す時佐見都日女參り相
 ひき汝の國の名は何ると問ひ給ひき御詔をも聞かず御答も白さ
 すして堅鹽多くを以て御饗奉りき倭姫命慈み給ひ堅田の社を定
 め給ひき乙若子命其の濱を御塩並に御塩山と定め奉りき其の所よ
 り幸行して五十鈴河の後の江に入り座しき時に佐美津彦參り相
 ひき問ひ給ふ此の河の名は何ると白さく五十鈴河の後へと白し
 き其の處に江の社を定め給ひき又其の處より幸行し給ふに荒崎
 姫參り相ひき國の名は何ると問ひ給ふ白さく皇大神の御前荒崎
 と白しき恐ろしと詔し神前社を定め給ふ此に其の江の上に幸行
 し御船泊りし處の名を御津浦と號け給ひき其の上に幸行し給ふ
 に小島ありき其の島に座して山の末河の内を見廻し給ひて大屋
 門の前の如き地在りき其の處に上り座して其の所の名を大屋門
 と號け給ひき

(五)

其の所より神淵河原に幸行座せは苗草戴く者女參り相ひき問ひ
 給はく汝は何を爲す白さく我は苗草を取る女名は宇遲都日女
 と白す又問給はく奈止加加久爲と者女白さく此の國は鹿乃見哉
 毛爲と白しき其の處を鹿乃見と號け給ひき何故に是の如く問給
 ふと答め申しき其の處を止鹿の淵と號け給ひき其より矢田の宮
 に幸行なりき次に家田の田上宮に遷り幸し給ひき其の宮に座す
 時に度會の大幡主命皇大神の朝の御食夕の御食處の御田を定め
 奉りき宇遲田の田の上に在る拔穂田と名くるは是なり其より幸
 行し給ひ奈尾の根宮に座し給ふ時に出雲の神の子吉雲建日子命
 一名伊勢都彦神一名は櫛玉命並に其の子大歳神櫻大刀命山神大
 山罪命朝熊水神等五十鈴川の後江にて御饗を奉る時に猿田彦の
 神の裔宇治の土公の祖大田命參り相ひき汝の國の名は何ると問
 給ふに佐古久志呂宇遲國と白して御止代の神田を進りき倭姫命
 問給はく吉き宮處ありや答へて白さく佐古久志呂宇遲の五十鈴
 の河上は是れ大日本の國の中に殊に勝れたる靈地に侍るなり其

の中に翁世八萬歳の間にも未だ視知らざる靈物あり照り輝くと日月の如し惟小緑の物に在さし定めて主出現して御座さん爾時獻るへしと念ひて彼所に禮せ祭ると申せり則彼所に往き到り給ひて御覽しければ往昔大神誓ひ願ひ給ひて豊葦原の瑞穂國の内伊勢加佐波夜の國は美き宮所ありと見定め給ひ天上よりして投降し給ひし天の逆大刀逆鉞金鈴等是なり甚た懐に喜ひ給ひて言上給ひき

(庚) 伊勢五十鈴河上宮

(一) 廿六年丁巳冬十月甲子天照大神を度遇五十鈴の河上に遷し奉る今歲倭姫命大幡主命物部八十友の諸人等に詔し給はく五十鈴の原の荒草木の根刈り掃ひ大石小石造平て遠き山近き山の大峽小峽に立てる材を齋部の齋斧を以て伐採りて本末をは山祇に祭り奉りて中間を持ち出來て齋鉏を以て齋柱を立て一名天御柱一名心御柱高天原に千木高知り下津磐根に大宮柱廣敷立て、天照大神並に荒魂宮和魂宮と鎮め座し奉る時に御船神朝熊水の神等御

(二)

船に乗せ奉りて五十鈴の河上に遷り幸し給ふ時に河際にして倭姫命御裳齋長計加禮侍ひけるを洗ひ給へり其より以後御裳須會河と號く采女忍比賣天の平賀八十枚を造り天富命の孫神寶鏡大刀矛楯弓箭木綿等を採りて神寶大幣を備へしむ爾時皇大神倭姫命の御夢に諭し給ひき我が高天原に座す賦戸押張原如見見志真伎志國の宮處は是處なり鎮り定まり給へと覺給ひき
時に倭姫命並に御送りの驛使安部武停河別の命和珥彦國葺命中臣國摩大鹿嶋命物部十市根命大伴武日命並に度會大幡主命等に御夢の狀を具に教へ知らしめ給ひき時に大幡主命悦て曰さく神風の伊勢國の百船度會縣佐古久志呂宇治の五十鈴の河上に鎮り定り座す皇大神と國保き奉りき終夜宴樂舞歌日小宮の儀の如し爰に倭姫命朝日來向國夕日來向國浪音聞かざる國風の音聞さる國弓矢輅の音聞かざる國打摩志賣留國敷浪七保の國の吉き國神風の伊勢國の百傳度會縣の佐許久志呂五十鈴の宮に鎮り定り給ふと國保き給ひき時に送りの驛使朝廷に還り詣て上りて倭姫命の

御夢の状を細に返事白しき爾時天皇聞食して則大鹿嶋命を祭官に定め給ひき大幡主命神國造の大神主を兼ね定め給ひき神館を造り立て物部八十友の諸人等雜の神事人を率ひて太玉串を取り整へ捧げ供へ奉り因て齋宮を宇治の縣五十鈴の河上大宮の際に興し倭姫命をして焉に居らしむ

(三) 則八尋の機屋を建て天棚機姫神の孫天八千々姫命をして太神の御衣を織らしむ譬へは天上に在す儀の如し(所謂宇治の機殿と號け一名磯宮と號す)次に櫛玉命大歲神大山津見神朝熊の水神等饗へ奉る彼處に神社を定め給ひ神寶を留め置き給ふ(伊弉諾伊弉册尊の捧持し給ふ所の白銅の鏡二面是なり是則日神月神現す所の鏡なり水火二神の靈物たるなり)倭姫命御船に乗り給ひ御膳御贊處を定めに行幸し嶋國國崎島に朝の御饌夕の御饌と詔し給ひて湯貴の潛女等を定め給ひて還り座す時に神堺を定め給ひき戸嶋志波崎島佐加太伎島定め給ひて伊波戸居給ひて朝の御食夕の御食處を定め給ひ奉る

(四)

然して倭姫命御船を留め給ひて鰯廣鰯狹貝滿物與津毛邊津藻依り來る爾海鹽相和らきて淡く在りける故に淡海の浦と號け給ひき伊波戸居島の名を戸島と號け賜ひき彼別處の名を柴前と號け給ひき其より以西の海中に七箇の島あり其より以南海淡く甘き其の島を淡良伎島と號け給ひき其の鹽淡く滿溢る、浦の名を伊氣浦と號け給ひき其の處に參り相ひき御饗仕奉る神を淡海の子神と號けて社定め給ひき其の所を朝の御氣夕の御食島と定め給ひき還り幸行するに其の御船泊まりし處を津長原と號けき其の處に津長社を定め給ひき

(辛)

(一) 全

上 廿七年戊午秋九月鳥の啼聲高く聞わて晝も夜も止まず驚し是れ異しと宣ひて大幡主命の舍人紀磨良と使を差し遣はし彼鳥の鳴く處を見せしむ罷り行き見れば島の國伊雜の方の上草原の中に稻一基あり生ひたる本は一基にして末は千穂に茂れり彼稻を白き真名鶴昨へ持ち廻り乍ら鳴き、其れを見顯せば其の鳥の鳴聲

止みき返り事申しき爾時倭姫命宣はく恐し事と不問奴鳥すら田作りて皇大神に奉る物をと詔して物忌始め給ひて彼稻を伊佐波登美神をして扱穂に扱かしめて皇大神の御前に懸久眞に懸け奉り始めて則其の穂を大幡主の女子乙姫に清酒作らしめ御饌に奉り始めき千税始め奉る事茲に因てなり彼稻の生ひたる地を千田と號けき嶋國伊雜方の上にある其の處に伊佐波登美の神宮造り奉り皇大神の攝社と爲す伊雜宮是なり彼鶴の眞鳥を號けて大歳神と稱す同處に祝ひ宛て奉るなり又其の神は皇大神の座ます朝熊河の後の葦原の中に石として座す彼神を小朝熊山の嶺に社造り祝ひ宛て奉り座さしむ大歳神と稱す是なり

(二)

又明年秋の頃眞名鶴皇大神の宮に當りて天翔りに北より來りて晝夜止ます翔け鳴き時に白草に當る時なり爰に倭姫命異み給ひて足速男命を差し使として見せしむ罷り到り見れば彼鶴佐々牟江の宮の前の葦原の中に還り行て鳴ぬ使到り見れば葦原の中に稻を生し本は一基にして末は八百穂に茂れり昨へ奉り持て鳴き

爰に使到り見顯す時に鳴聲止て天に翔る事も止みき時に返り事白しき爾時倭姫命歡ひ詔し給はく恐し皇大神入り座せは鳥禽相悦ひ草木共に相隨き奉る稻一本千穂八百穂に茂れりと詔して竹連吉比古等に仰せ給ひ先穂を扱穂に扱かしめ半分は大税に刈らしめ皇大神の御前に懸け奉り扱穂は細税と號け大刈太半と號けて御前に懸け奉る仍て天都告刀には千税余り八百税余りと稱め白して仕へ奉るなり茲に因て其の鶴の住みし處に八握穂の社を造り祠れり

(三)

又伊鈴の御河の溉水道の田には苗草敷かすして作り食へと詔しき亦我が朝の御饌夕の御饌の御田作る家田の堰の水道田には田蛙は穢故れは我が田には住ませしと宣ひき亦祓へ法を定め給ふ敷蒔畔放溝埋樋放串刺生剝逆剝尿戸許々太久の罪を天津罪と告別て生秦斷死秦斷已か母を犯せる罪已か子を犯せる罪已か母と子と犯せる罪畜を犯せる罪白人古久彌川入火燒の罪を國津罪と告分て天津金木を本打切り末打切斷て千座の置座に置足は

して天津菅麻をは本刈断ちて末刈切りて八針に取刺して種々の贖物等をは案の上案の下に海山の如くに置豆はして天津祝詞の太祝詞事を宣ふれ此く宣れは天津神國津神は朝廷を始め奉りて天下四方の國には罪と云罪は在らしと清淨に聞食さん掌其の解除の太尊辭を以て天罪國罪のとを大袂に除ふ亦年の中雜々の神態三節の祭を定め賜ふ

(四)

御贄島に神主等罷りて御贄漁て島國國前の潛女の取り奉る玉貫の鮑鵜倉槌柄島の神戸の進りたる堅魚等の御贄國々處々寄せ奉る神戸人民等の奉る大神酒御贄荷の前等を海山の如く置き足はして神主部物忌等忌み慎みて聖朝の大御壽を手長の大壽と湯津の石村の如くに常盤堅盤に天津告刀の太告刀言を以て稱へ申し終夜宴樂し舞ひ詠ひ歌の音の巨細大小長く短かく國保き奉る

(壬)

倭姫命退隱

大足彦忍代別天皇廿年庚寅年倭姫命年既に老耆し仕へまつると能はす吾足りぬと宣ひて齋の内親王に仕へ奉るへき物部八十氏

(癸)

倭姫命賜劍

の人々を定め給ひて十二司寮官等をは五百野の皇女久須姫の命に移し奉り即春二月辛巳朔甲申五百野の皇女を遣はして皇大神の御杖代として多氣の宮造り奉りき齋ひ慎み侍らしめ給ひき伊勢齋宮群行の始是なり爰に倭姫命宇治の機殿の磯宮に座し給へり日の神を祀り奉ると倦むなし

廿八年戊戌春二月暴神多く起り東國安からす冬十月壬子朔癸丑日日本武尊發路の戊午道を狂て伊勢の大神宮を拜む仍倭姫命に辭申し給ひて白さく今天皇の命を被りて東征して將に諸の叛く者を誅せんとす故に之を辭申す是に於て倭姫命草薙の劍を取りて日本武尊に授け宣はく慎みて怠る莫れと是歲日本武尊初めて駿河に至り野の中に入りて野火の愁に遭ふ王佩せる劔天叢雲自ら抽けて王の傍の草を薙き攘ふ是に因りて免るゝとを得給ふ故に其の劔を號けて草薙と曰ふ日本武尊既に東虜を平け還りて尾張國に至り宮簀姫を納れて淹留月を踰ゆ劔を解き給ひて宅に置

き徒より行きて膽吹山に登り毒に中りて薨給ふ其の草薙劍は今
の熱田の社にあり

(一) 謹んで按ずるに崇神天皇の皇女豊鋤入姫命大神の大宮所を
覓め給んとて崇神天皇三十九年より丹波大和紀伊吉備の國に遷
幸まし〜倭姫命を大神の御杖代となし給ふ迄(時に崇神の五
十八年)十九年にして倭姫命其の業を継ぎ崇神の五十八年より
大和伊賀近海美濃伊勢を遷幸し給ひ五十鈴の河上に鎮座まし
ます迄(鎮座は垂仁の廿六年)三十七年前後合して五十六年間を
費したり其の至る所に三年乃至五八年の間御駐蹕ありしを見
れば其の尋ねんとせる美き宮所とは大神に大關係ありし舊蹟
の地を搜索して此に鎮座せんか爲に數多の年月を積み給ひた
るものなるを知るへし則五十鈴の河上に始めて大神の舊蹟を
發見し給ひ是に御鎮座あらせられたるなり故に太田命は大神
の遺物天の逆大刀逆鉾金鈴等を倭姫命に示し倭姫命は昔大神
の誓ひ願ひ給ひて豊葦原の瑞穂國の内に伊勢加佐波夜の國は

美き宮所ありと見定め給ひ天上よりして天の逆大刀逆鉾金鈴
等を投げ座したるは則是なりと詔せられたるなり

(二) 太古祭政一致の際人民淳朴にして治民の術最簡なり倭姫命此
に始めて天罪國罪を定め天罪を九種とし國罪を十種とし始め
て法制を定め給ひ其の他機殿齋宮湯氣の潛女雜神態三節の祭
を制し以て創業の功を竣へ給ふ其の功其績天地と長へに寶基
の盛無窮に傳ふ其の功誠に偉なりと謂ふへし

(三) 倭姫命の偽書なることは明なれども其の偽書中の記事を以て
全然偽とすへからす何となれば此等記事は何か據り所ありて
始めて記するを得へきものにして全然無根の事は決して作爲
し得へからされはなり倭姫命世紀には已に滅せる大神宮本記
の逸文も存すれば後人の附會せる記事を除かは實に日本最古
の文事なり

神宮雜事記に曰く

(一) 垂仁天皇即位廿五年丙辰天照皇大神大和の宇陀郡に天降りまし

ます時に國造神戸等を進る(今宇陀の神戸と號す是なり)是皇大神宮始めて天降り座す本所なり其の後伊勢國度會郡宇治郷五十鈴川の上の下都盤根の御宮所に鎮座せしめ奉る抑皇大神宮勅託を宣へと稱はく我天宮に天下四方の國を攝録御宇の時光明を放ち天宮に於て宮を造るへきの處を見定め置けり彼の所に行幸すへきの由を宣ふ

(二) 倭姫内親王戴き奉りて先伊賀國伊賀郡に一宿座し即國造神戸を奉る次に伊勢國安濃郡藤方宮に三年御座ます國造神戸六ヶ所を寄せ奉る所謂安濃一志鈴鹿河曲桑名飯高の神戸等なり次に三河國渥美郡に一宿御座す國造神戸を奉る次に遠江國濱名郡に一宿御座す國造濱名の神戸を奉る此等の國より更に還りて伊勢國飯高郡に御座す

(三) 三月の後使を度會郡に差し給ふ宇治の郷五十鈴の川頭に進參來稱申して曰く此の河上は最勝之地侍其の妙なると他の所に比ふへからす早速に照鑿を垂れ申すへしと則迎へ奉る太田命の神御

供に仕へ奉りて照鑿せしむ時に皇大神詫宣して稱はく此の地は天宮に於て見定め給ふの宮所是なり鎮座し奉れと則神代の祝大中臣遠祖天兒屋根命の神禰宜荒木田の遠祖天見通命神宇治土公の遠祖太田命の神玉串大内人と爲り荒木田氏禰宜と相並ひて祭庭に供奉せるの例なり

御鎮座傳記に曰く(後鳥羽の朝寫書)

纏向珠城宮に御宇天皇廿五年丙辰春三月伊勢國飯野の高宮より伊蘇宮に遷り幸す時に倭姫命詔し給はく南の宮未だ見給はず吉き宮地を覓めに幸し給ひき今歳猿田彦大神參りて乃壽き覺し白さく南の大峯に美き宮所あり佐古久志呂宇遲の五十鈴河の川上は大八洲の内には彌圖の靈地なり翁の出現せしより二百八万余歳の前にも未だ現知せざる靈物在すなり照り耀くと大の日輪の如し惟小縁の物に在しまさす定めて主出現御座耶と念ひき倭姫命曰く理實に灼然なり惟久代天地の大祖(天照皇大神天御中主神)並に神魯伎神魯美命誓ひ宣ひて豊葦原の瑞穗の國の内に伊勢加

同書に曰く

佐波夜國は美き宮處ありと見定め給ひて天上より投降し居き給ふ天の逆太刀天の逆鉾大小の金鈴五十口日の小若の圖形文形等是なり天の平手を拍ち給ひて甚た喜び懐ひ給ふと限りなし

以前太田命皇大神宮御鎮座の時參り相ひ狹長田の御刀代田奉りて則地主と爲して仕へ奉る三節の祭並に春秋の神御衣の祭及時々の幣帛驛の使の時大玉串並に天八重神儲け神代の古風地祇の忠神に供へ奉る時に御宇(雄略)二十二歳戊午齋内親王及神主物忌等神宣を承り以て訓傳を爲る各齋み持て顯露さす深く藏めて以て神の秘とす

按するに大神の御鎮座の時と猿田彦命の時代とは頗其の間に時代の差あり蓋し猿田彦命の子孫の尙祖先の名を嗣き居たる者ならんか倭姫命世記には太田命とあり此れに掲けたるは倭姫命世記に掲けたる所より少しく詳なり倭姫命三十七年余の苦辛を経て始めて大神の確たる携帶品を發見し其の舊蹟の靈地

たるを確めたれば其の宿志始めて達し此に大に悦ひ賜ふに至れり

倭姫命世記に曰く

(一) 一書に曰く倭姫命飯野の高丘宮に入り座して機屋を作りて大神の御服を織らしむ高の宮より磯の宮に入り座し因て社を其の地に立て服織社と號く麻績の社と號くるは郡の北に神座す此れを大宮の神荒衣妙衣の神に奉る麻績の氏人等此の村に別ち居る因て以て名と爲す

(二) 一書に曰く垂仁天皇廿二年春三月飯野の高丘宮に座し廿五年春三月飯野の高宮より伊蘇宮に遷り座す廿六年冬十月天照大神草薙劔度會の五十鈴の川上に鎮り座す因て齋の宮を宇治縣五十鈴の河上の大宮の邊に興て倭姫命をして座さしむ即八尋の機殿を立て大神の御衣を織らしむ宇治の機殿と號くる是れなり(一名磯宮)盤余斐栗宮の三年に本の服織社に遷り大神の御衣を織らしむ難波長柄の豊崎宮御宇天皇丙午歲竹連磯部直二氏此の郡を建つ

御鎮座本記に曰く(後鳥羽の朝書寫)

二六

(一) 皇天倭姫命詔し宣はく男の弓弭の物とは大刀小刀弓矢楯梓鹿皮角猪皮忌銀忌鋤是れなり女の手末の物とは麻桶綿柱天機具荒妙衣和妙衣荷前御調類是れなり天地生長の土毛を都て合せて式て宗廟の祭に備へまつる惟仁恩の忠孝は信を以て徳となす故に神明は徳と信とを饗け給ひて備物を求め給はす仍て神寶を檢へ納め兵器をトして神財と爲す亦更に神地神戸を定め二所大神の宮の朝の大御氣夕の大御氣を日別に齋ひ敬ひ供進奉る亦天神の訓の隨て土師氏を以て物忌職と爲し天平登諸の土器類を造りて供進す亦開化天皇の孫子丹波道主貴の苗裔八小童女寶殿の御餽賜りて寶殿を開き奉る亦素盞雄尊の子氷沼道主御竈神火神殿香來雷氷戸神殿罔象女薪神殿山雷を率ひて御飯を炊き滿て、供進奉る亦度會河邊りに一人の漁父あり名を天忍海人と號つく年魚を取りて神膳食に畜ふ

同書に曰く

皇天倭姫内親王に託け宣はく各念へ天地大冥の時日月星の神像虚空に現はしむるの世神の足地を履みて天御量柱を中國に興て、上去り下來りて以來六合を見しむに天照大神は悉く天原を治め天統を耀し給ふ皇孫尊は専ら葦原の中國を治め日嗣を受け給ふ聖明及ぶ所到り屬すと云ふとなし宗廟社稷の靈得一無二の盟百王の鎮め護り孔た照なり是れを以て從人天地に本て命を續き皇祖を祝ひて徳を標し其の源根を深くし祖神を恭崇し四方の國を朝せしめ以て天位の貴を觀し大業を弘めて天下に明にせしめよ夫れ天に逆へは則道無く地に逆へは則徳なくして本の居を逃げ走り根の國に沒落す故に心を天地に齊しく想を風雲に乗すれば道に従ふの本となし神を守るを要となす萬言の雜説を除きて一心の定準を擧げは天命に配して神氣を嘗めん理寶灼然たり故に神を祭つるには清淨を先と爲す我か鎮に一を得るを以て念と爲す神主部物忌等諸祭の齋日諸の穢惡の事に觸れす佛法の言を行はす食を食はす又神嘗の會日に至る迄新飯を食はされ常に心を

二七

證め慎て掌を攝め敬ひ拜み齋み仕へよ

(二) 蓋し聞く天地未だ割れず陰陽分れざる以前是を混沌と名づく萬物の靈之を封して虚空の神と名け亦大元神と曰ふ亦國常立神亦俱に生れる神と名け奉る希威視聽の外氣氳氣象の中虚面にして靈あり一にして體なし故に廣大の慈悲を自在の神力に發して種々の形を現はし種々の心行に隨て方便利益を爲して表はるゝ所の名を大日靈貴と曰す亦天照大神と曰ふ萬物の本體たり萬の品を度ひ給ふと世間の人の子の母の胎に宿るか如し亦止由氣皇大神月天尊天地の間氣形質未だ相離れず是を渾淪と名づく尊形に顯はるゝ處是れを金剛神と名づく生化の本性は萬物の惣體なり金剛は則水にも朽ちず火にも焼けず本性精明なるか故に亦名けて神明と曰ふ亦大神と名け奉る大慈の本誓に任し人毎に思に隨て寶を雨ふらし給ふと龍王の寶珠の如し萬の品を利すると水の徳の如し故に亦御氣都神と名け奉る金玉は則衆物の中功用甚た勝れたり朽ちず焼けす壞けす黒ます故に名と爲す内外表裏なし

故に本性となす謂る人は則金神の性を受たり須らく混沌の始を守るへし故に則神を敬ひ態は清淨を以て先となす謂る正に従て以て清淨となす惡に隨ふを以て不淨となす不淨の物は鬼神の惡む所なり(下略)

(一) 按するに機屋を作り大神の荒衣妙衣を織らしめるは伊勢に於て紡織の始めて記に顯はるか濫觴とす當時の弭の調として貢したる者は大刀小刀弓矢楯棒弓矢の武器類及鹿皮猪皮等の獵獲物忌鍛忌鋤等の具なるを見れば鍛冶の工業は當時盛に開け狩獵農業は男子の重なる業なるを知るへし志摩に於て湯貴の潛女を定めたるによれば志摩は海邊なるたけに漁業の夙に開けたるを見るに足る度會河の邊には又年魚を漁するの法も已に行はれ宮殿建築の術も柱は太く厚く底は盤根に建築して千木は甚高く造るの風定まれり

寶基本記に曰く(朱雀の朝書寫の書)

(一) 天皇即位廿六年丁巳冬十一月新嘗會の祭の夜神主部物忌八十氏

等に詔す吾今夜大神の威命を承はして託け宣る所なり神主部物忌等謹て懈ると勿れ正に明に聞け人は則萬物の神物なり須らく掌として静謐へし心は則ち神明の主たり心神を傷ふと莫れ神は垂るに祈禱を以て先となし冥加は正直を以て本と爲す其の本の誓に任し皆大なる道を得せしむれば天下和順日月晴明風雨時を以てし國豊に民安し故神人は混沌の始を守り佛法の息を屏け高臺の上に置き神祇を崇祭し貳なきの心に任し朝廷を祈り奉らば則天地龍圖と運長く日月鳳曆と德遙に海の内泰平民間殷富ならん

(二)

各念へ神を祭り禮ふには清淨を以て先と爲し眞信を以て宗となす散齋致齋内外潔齋の日樂せず吊せず其の正を散失せず其の精明の徳を致し左の物を右に移さす兵戈用ゆるとなく鞞の音を聞かす口に穢惡を言はず目に不淨を見ず謹慎の誠を鎮み專にし宜しく在すか如き禮を致すへし法に背きて行はされは則日月照し見給ひ文に違ふて行はされは則神明記し識とし給ふ惣て神代に

は人の心聖にして常なり直くして正し地神の末より天下四國の人夫等其の心神黒くして有無の異なる名を分ちてより心走り使はし心の藏に安なる時有るとなし傷れて神散去し神散ぬれば則身喪ふ人は天地の靈氣を受けて靈氣の所化を貴はす神明の光胤を種きながら神明の禁令を信せず故に生死長夜の闇に沈み根の國底國に吟ふ

(三)

茲に因て皇天に代り奉り西天真人苦なる心を以て教を誨へ諭し善を修めしむ器に随ひ法を授けてより以來大神は本居に歸りまし託宣を止め給へり若し時節に應ひなは自ら告示すとあり則大明の戸を開きて形なく音を顯はし或は小童女の茅の葉の上に昇り立て驗るき言あるへし猥りかましく狂言の類を信すると莫れ大地より陰陽を官どり神水を嘗て宜しく自正を存すへし是れ長生の術不老不死の藥なり神主部物忌等託宣せる所懸に其の誠を致し欺貳なく天神地祇を敬ひ祭れ

按するに御鎮座本記寶基本記御鎮座次第記御鎮座傳記皆後人

の作にして其の文儒佛より出てたるものありと雖又本邦固有の道具によりて明にするを得へし

神宮雜事記に曰く(景行)

即位三年癸酉神祇を祀らしむ仍て祭官職一人を定め置く(今祭主と號す是なり)即位二十八年戊戌九月十三日五百野皇女を差し遣わして伊勢天照に座す皇大神宮を戴き祭らしむ齋内親王供奉の始なり

齋内親王

神鳳に曰く

齋の宮御歴代

- 第一代 豐鋤入姫命 崇神天皇の皇倭國に於て倭姫命代る
- 第二代 倭姫命 垂仁天皇皇女 宇治に隠れ給ふ
- 第三代 久須比賣命 景行天皇の皇女 齋宮の始めなり
- 第四代 伊和志真内親王 仲哀天皇の皇女
- 第五代 白髮内親王 雄略天皇の皇女 一に雅兄姫と名づく

最下に記する年は御讓位の年なるか如し以下皆同し

- 第六代 壹角姫内親王 繼体天皇の皇女
- 第七代 盤隈内親王 欽明天皇の皇女
- 第八代 官子内親王 在位廿九年
- 第九代 菟道内親王 敏達天皇の皇女
- 第十代 酢香手姫内親王 用明天皇の皇女 在位廿七年
- 第十一代 大來内親王 天智天皇の皇女
- 第十二代 多基子内親王 天武天皇の皇女
- 第十三代 阿閉内親王 天武天皇の皇女
- 第十四代 當耆内親王 天武天皇の皇女
- 第十五代 泉内親王 天智天皇の皇女 大寶元年
- 第十六代 田形内親王 天武天皇の皇女 慶雲三年
- 第十七代 多紀内親王 文武天皇の皇女
- 第十八代 久勢内親王 元正天皇の皇女 養老元年
- 第十九代 井上内親王 聖武天皇の皇女 在位廿一年 神龜四年

- 第二十代 縣内親王 聖武天皇の皇女 在位三年 天平十八年
- 第二十一代 小宅内親王 孝謙天皇の御猶子 在位七年 天平勝寶二年
- 第二十二代 安倍内親王 聖武天皇の皇女 在位三年 天平十八年
- 第二十三代 酒人内親王 稱徳天皇の御猶女 在位三年 寶龜五年
- 第二十四代 御遷内親王 光仁天皇の皇女 在位八年
- 第二十五代 朝原内親王 桓武天皇の皇女 在位二年 延暦元年
- 第二十六代 布勢内親王 光仁天皇 在位七年 延暦十六年
- 第二十七代 大原内親王 桓武天皇の皇女 在位二年
- 第二十八代 有子内親王 嵯峨天皇の皇女 在位十三年 弘仁元年
- 第二十九代 氏子内親王 淳和天皇の皇女 在位二年 天長元年
- 第三十代 宜子内親王 仲野親王の女桓武天皇の孫 在位四年 天長六年
- 第三十一代 久子内親王 仁明天皇の皇女 在位二年 承和元年
- 第三十二代 宴子内親王 文徳天皇の皇女 在位六年 仁壽元年
- 第三十三代 怡子内親王 文徳天皇の皇女 在位十五年 貞觀元年
- 第三十四代 識子内親王 清和天皇の皇女 在位二年 元慶元年

- 第三十五代 揚子内親王 文徳天皇の皇女 在位十五年 野の宮より下座
 - 第三十六代 繁子内親王 光孝天皇の皇女 在位廿二年 仁和二年
 - 第三十七代 元子内親王 本康親王の女 寛平元年
 - 第三十八代 柔子内親王 宇多天皇の皇女 在位廿二年 昌泰元年
 - 第三十九代 雅子内親王 醍醐天皇の皇女六條宮と號す 在位三年 承平二年
 - 第四十代 齋子同親王 醍醐天皇の皇女
 - 第四十一代 山微子内親王 重明親王の皇女 在位八年 天慶元年
 - 第四十二代 英子内親王 醍醐天皇の皇女
 - 第四十三代 婦子内親王 重明親王の女又悦子内親王とも云ふ 在位七年
 - 第四十四代 樂子内親王 村上天皇の皇女 在位十年 天曆十年
 - 第四十五代 輔子内親王 皇女群行を遂げす 安和二年
- 群行を遂げすとは伊勢の齋宮に行幸せすして野宮より讓位するを云ふ
- 第四十六代 隆子内親王 章明親王の皇女 在位三年群行を遂げす 寛和二年
 - 第四十七代 後無品規子内親王 村上天皇の皇女 在位七年 天延元年
 - 第四十八代 當子内親王 三條天皇の皇女 在位二年 長和二年

- 第四十九年 恭子内親王 爲明親王の皇女 在位廿三年 延久元年
- 第五十代 濟子内親王 章明親王の皇女 群行を遂げす 寛仁三年
- 第五十一代 嬬子内親王 平親王の皇女 在位十八年 寛仁二年
- 第五十二代 良子内親王 後朱雀天皇の皇女 在位七年 長元九年
- 第五十三代 嘉子内親王 後一條法皇の皇女 在位三年 永承二年
- 第五十四代 教子内親王 教平親王の皇女 在位十五年 永承二年
- 第五十五代 俊子内親王 後三條天皇の皇女 樋口の齋宮と號す 在位二年 延久二年
- 第五十六代 淳子内親王 敦賢親王の皇女 在位十五年 承保二年
- 第五十七代 媞子内親王 白河天皇の皇女 在位十五年
- 第五十八代 善子内親王 白河天皇の皇女 六角齋宮と稱す 在位十九年 寛治三年
- 第五十九代 侑子内親王 白河天皇の皇女 在位十四年 大永二年
- 第六十代 守子内親王 輔仁親王の女 在位十七年 天治二年
- 第六十一代 好子内親王 鳥羽天皇の皇女 御腦に因て下府す 在位七年 康治二年
- 第六十二代 喜子内親王 堀河天皇の皇女 在位三年 仁平二年
- 第六十三代 亨子内親王 後白河天皇の皇女 群行を遂げす 保元元年

- 第六十四代 好子内親王 後白河天皇の皇女 在位六年 元暦元年
- 第六十五代 体子内親王 後白河天皇の皇女 野の宮より下座す 仁安二年
- 第六十六代 惇子内親王 後白河天皇の皇女 在位三年 嘉應二年
- 第六十七代 瑜子内親王 高倉天皇の皇女 野宮より下座す
- 第六十八代 潔子内親王 高倉天皇の皇女 在位十三年 文治年中
- 第六十九代 肅子内親王 後鳥羽天皇の皇女 在位十一年 正治二年
- 第七十代 殷子内親王 後鳥羽天皇の皇女 在位五年 建保二年
- 第七十一代 利子内親王 後高倉天皇の皇女 在位五年

後高倉天皇とは何天皇なるや高倉天皇の誤なるや又は後嵯峨天皇の高倉に御座ませしやにより後高倉と稱せるにや考ふへし

- 第七十二代 昱子内親王 後堀河天皇の皇女 在位四年 文暦元年
- 第七十四代 曦子内親王 土御門天皇の皇女 宣化門院と號す 群行を遂げす 寛元二年
- 第七十五代 恆子内親王 後嵯峨天皇の皇女 在位九年 弘長二年
- 第七十六代 辨子内親王 大覺寺法皇の皇女 野の宮より御退下

大覺寺法皇とは後宇多天皇のとなるへし

按するに延喜齋宮寮式に曰く凡天皇即位すれば伊勢大神宮の齋手を定む内親王の未婚者を問ひて之をトし又使を遣わして幣を大神宮に奉り齋王をト定せるの状を告く齋内親王定め畢れば則宮城内の便所をトし初齋院と爲し祓禊して明年七月に至り此の齋宮は更に域外の淨野をトし野宮を造り畢り八月上旬吉日をト定し河に臨みて祓禊し則野宮に入る遷入の日より明年に至るまで此の宮に齋す九月上旬吉日をト定し河に臨みて祓禊し伊勢の齋宮に參入す凡齋内親王發するに臨み預め監送使參議一人(或は中納言を以て之に充つ)辨一人史一人六位以下の下官一人を定む齋内親王發するの日所司預め御座を大極殿に設け天皇後殿に御し神祇官五位中臣御麻を進るの時刻大極殿に御せる齋内親王興を下りて入りて殿上に座す事訖りて大神宮に向ふと

又勢陽雜記に曰く齋宮は人皇十代の御門崇神天皇の皇女豐鋤入姫より始まり次に十一代の御門の御宇に倭姫命五十鈴河の

邊今の太宮に齋宮を立て大神宮へ宮仕へ給ひ十二代景行天皇の御宇に五百野皇女に譲り給ひ此の時に多氣郡に始めて齋宮を建てられしなり斯くて七百三十余年を過ぎて五十三代の御門淳和天皇天長元年甲辰秋九月に大神宮へ幸行程遠ければとて御卜に任せ度會郡湯田野郷宇羽西村の離宮へ齋宮を移され十六年ましける五十四代の御門仁明天皇の御宇承和六年己未十一月己卯朔日齋宮火災ありて官舎一百余宇焼失しける程に又御卜在りて元の多氣郡の齋宮を再興ありて移り給ひ相次て九十代の御門後宇多院の皇女持子内親王に至る迄七十五代息らす勤仕し給へり(中略)豐鋤入姫命より始まりて終の辨子内親王に至るまで七十五代の間に親王の御娘十一代立ち給ふ又欽明天皇の御宇内親王の代として度會四氏の氏人の元祖神主小事宮の娘宮子を齋宮に立て給ふ此の宮には外宮の宮崎の丸山と云ふ小山に田上(東天村雲命)大水(西小事)の社の前社といひていわれ給ふなり小事も宮子も神宮に功あること重きによりて

小事薨して後大和の室山より異名を下し給へり東國の民に仰せて石の家を作り塚をつき小事の石屋と號し同しく宮子を合せ祀る以上三座の田上大水は度會宮所櫻十六座の内の其の一社なり假にも凡人の女齋宮に立ち給ひしは是はかりなり残り六十三代は皆皇女なりしなり

親王内親王の號始めて天武天皇の朝に始まる故に同天皇以前は某皇女と記すへきなり後醍醐天皇の朝皇女祥子内親王野宮に祓禊して伊勢に向はんとせしに折柄元弘の大亂起り此の後戰國時代の終に至るまで歳として事なきはなし遂に内親王の齋の儀も其の儘廢して行わす徳川氏の代に至るも其の因襲久しき経途に復興するに至らずして止めり

日本武尊の東征

日本書紀景行紀に曰く(東夷征討の條)

(一) 是に於て日本武尊乃斧鉞を受け以て再拜して奏して曰く嘗て西征の年皇靈の威に頼り三尺の劍を提けて熊襲國を撃ち未だ浹辰

も經ずして賊首罪に服す今亦神祇の靈により天皇の威を借りて往て其の境に臨み示すに徳教を以てせんに猶服せざる者あらは兵を擧げて撃たん仍て重て再拜す天皇則吉備の吉彦と大伴の武日連とに命し給ひて日本武尊に従はしむ亦七掬脛ナツツカハキを以て膳夫となす冬十月壬子朔癸丑日本武尊路を發す戊午道を枉けて伊勢神宮を拜す仍倭姫命に辭し給ひて曰く今天皇の命を被むり東征して諸の叛者を誅せんとす故に辭すと是に於て倭姫命草薙劍を取りて日本武尊に授けて曰く慎て怠る莫れと

東夷征服の歸路の條に曰く

(二) 則尾張氏の女宮ミヤ賀媛カノヒメを娶りて淹留月を踰ゆ是に於て近江膽吹山に荒ふる神ありと聞きて則劍を解きて宮賀媛の家ミヤカノヒメノミヤに置きて之に徒行す膽吹山に至るに山神大蛇に化して道に當る爰に日本武尊主神の蛇と化せるを知らずして謂ふ是れ大蛇は必ず荒ふる神の使なり既に主神を殺す事を得は其の使の者豈求むるに足らんやと因て蛇を跨て行く時に山神雲を興し水を零らし峯霧に谷隘タニノセくし

て復行くへきの路なし乃棲遑して其の跋渉する所を知らず然れども霧を凌ぎて強行す方に僅に出つるを得たり猶失意して醉へるか如し因て山下の泉の側に居て乃其の水を飲んご之を醒す故に其の泉を號けて居醒の泉と曰ふ日本武尊是に於て始めて痛身あり然れども稍々に起きて尾張に還り爰に宮簀媛の家に入らずして便伊勢に移りて尾津に到る

(三) 昔に日本武尊東に向ひし歳尾津の濱桑名郡に停まりて進食す是時一劔を解きて松の下に置き遂に忘れて去る今此に至れば劔猶存す故に歌ひて曰く

- (一) 鳥波利瑠、多陀瑠霧伽幣流、比苦菟麻菟、阿波例比等菟麻菟
- 比苦瑠阿利勢磐、岐農岐勢摩之塙、多知波關摩之塙
- (二) 尾張に唯に向へる一つ松あはれ一つ松人にありせは絹着せましを太刀佩けましを

(三) 松を賞して若し松にして人なりせは大刀の守護なしたる賞として絹を着せ大刀を帯はしめんごの意なり

(四) 能褒野に逮りて痛み玉ふと甚たし則俘にせる所の蝦夷等を神宮に獻し因て吉備武彦を遣はして之を天皇に奏せしめて曰く臣命を天朝に受け遠く東夷を征す則神恩を被ふり皇威も頼りて叛者罪に伏し荒ふる神自ら調ふ是を以て甲を卷き戈を戢めて愷悌して還れり曷の日か曷の時か天朝に復命せんごを冀ひしに然も天命忽ちに至りて隙駟停め難し是を以て獨り曠野に伏して誰にも語るなし豈身の亡ふを惜まんや唯面せざるを愁ふご既にして能褒野に薨す時に年三十

(五) 天皇之を聞て寢ますにも席を安んせす食すれごも味甘からす晝夜喉咽して泣悲標辨たり因て以て大に嘆して曰く我が子小碓王昔熊襲叛きし日未だ總角に及はすして久しく征伐に煩ふ既にして恒に左右に在りて朕か及はざるを補ふ然るに東夷騒動討たしむる者勿し愛を忍ひ以て賊の境に入らしむ一日も願はざるはなし是を以て朝夕進退て還らん日を佇ち待つ何の禍り何の罪り不意の間伎に我が子を亡ふて自今以後誰人と與に鴻業を經綸せん

(六)

や則群卿に詔し百寮に命し仍て伊勢國能褒野の陵に葬る
 時に日本武尊白鳥に化^ナり給ひて陵より出て倭國を指して飛ぶ群
 臣等因て以て其の棺槨を開きて之を視れば明衣^ソ空しく留て屍骨
 なし是に於て使者を遣はして白鳥を追ひ尋ぬれば則倭の琴彈^カ原
 に停まれり仍て其の所に陵を造る白鳥更に飛んで河内に至りて
 舊^イ市邑に留る亦其の處に陵を作る故に時人は三陵を號けて白鳥
 陵と曰ふ然して遂に高く翔けて天に上りき徒に衣冠を葬る因て
 功名を録せんと欲し則武部を定む
 按するに

(一) 尾津は今の戸津にして今尾津神社あり地勢大に昔時と異なり
 昔時は海邊の濱なりしに今は木曾川三角洲の發達の爲に大に
 海邊と遠かるに至れり其の隣邑に溝野あり一説に曰く其の棺
 槨を開きて之を見れば明衣^ソ空しく留りて屍骨なしと言へは溝
 野は此の處なるへしと云へり溝野は御衣^ソ野に作る勢陽雜記に
 曰く能褒と云へるは此の處なるへしと然れとも古事紀に曰く

倭建命三重郡に幸し詔す我足三重に勾れるか如く甚た疲ると
 故に其の地を號して三重と謂ふによれば能褒野は桑名郡の溝
 野にあらざると明なり猶御劔を衝きて坂路を通過したにより
 杖衝坂と稱せる地今の三重郡にあり然れとも此は其の遺蹟な
 るや否は明ならず

(二)

日本武尊瘴癘の氣に侵されて遂に薨去あらせられたるにて敢
 て山神の毒氣に罹りたるにあらす然れとも能褒野の陵に葬り
 たるに白鳥に化して飛ひ去りしとは今人の承服せざる所明衣
 空しく留て屍骨なしとは以て其の當時の人を欺くへきも以て
 今人を信せしむると能はさらん思ふに是には其の間に何か理
 由なかるへからす一書に曰く熱田の舊記に曰く日本武尊河を
 渡らんとして溺ると今三重鈴鹿の境川の川上に小川神社あり
 日本武尊を祭れり是れ溺れたるの舊蹟なりと其の信偽知るへ
 からすと雖其の當時尊の御重患なるとは素より疑を容れざる
 所なり斯く迄御重患なるに關せず近江の伊吹より殆んど徒歩

にて(徒歩ならずとするも最苦痛とせる所ならん)鈴鹿に至られたるを見ても其の御氣象の優れて人の助を假るか如きとは最嫌はせられたるを知るへしされは渡河の折にも單獨にて御渡河あらせられ遂に誤て御沈溺あられたるにはあらざるか

(三) 若し又斯の如き事件起りなは其の保護者として遣はれたる吉備武彦と大伴の武日は年も老け経験も累ねあるに關せず遂に斯る過誤を來し天皇最愛の皇子を失はしめたらんには實に味死するも其の復命のなし難きを覺ゆへし臨戦の死傷は止むを得すとすも此の疎漏よりの失策は決して其の罪を免れざらん是を以て已に溺没せるに關せず人をして尊の装をなさしめ遂に邑里を離れたる能褒野の地に至り尊の薨去を發表し之を埋葬したるに非すや然るに其の秘密幾分か他に泄れ遂に其の尊骸の存在を疑ふ者あるに至り議論の末遂に恐多くも再陵墓を發くに至りたる折白鳥の飛翔せるにより尊の鳥に化し給へるを言ひ觸して一時を糊塗せるものにあらずや

(四) 尊の陵墓の極めて不明亮なるは白鳥の飛翔して數ヶ處に留まりたるに因ると雖又最初埋葬したるとの甚疑はきにより其の陵墓に對して人の之に注意を拂ふ事薄きに因れるものならずんはあらず大伴の武日は復命して帝都に還りたるに武日塚と名つくる陵墓鈴鹿郡にあり武備に作る因て考ふるに武日は征戦の間終始日本武の尊の傍を離れざる保護者後見人たるに上記の如き大過誤を來せるに於ては其の心一日も安する能はざるによりてか又は世人をして日本武尊の遺骸をば實際陵墓に埋葬したるものなるを信せしめんか爲致仕して御陵墓の傍に武部の頭領となり此に其の生を終りたるものなるやも知るべからず要するに熱田の舊記と陵墓の不明亮と帝都に還りて奉仕せる武日の陵の能褒野にあるは其の間の關係あるへきを考ふ

辻氏系譜に曰く(松山忍明氏有)

景行天皇四十一年日本武尊東征して此の地を經大に疲る會々宇

迦の諸雄川に漁り乃ち岸の柳を伐りて以て御杖に供す名を御杖の翁と賜ふ又曰く景行五十三年朔天皇伊勢に幸す兄彦菅笠を獻す乃田野を賜ふて杖衝村の長ヒトコノカミとなす又曰く景行四十三年白鳥陵守に任す武部の首となし名を雉尾キヌスネと賜ふ

日本書紀景行紀に曰く

神宮に獻れる所の蝦夷等日本武尊の俘となしたるもの晝夜喧嘩して出入禮なし時に倭姫尊曰く是蝦夷等は神宮に近づくへからすと則朝廷に進上す仍て御諸の山の傍に安ヤスしむ幾時を経るに悉く神山の樹を伐りて隣里を叫ひ呼ひて人民を脅かす天皇聞て群卿に詔して曰く其の神山の傍に置きし蝦夷は是れ素より獸心ありて中國に住ましめ難し故に其の情願に隨て邦畿の外に班ハツしめよと是今の播磨讚岐伊勢安藝阿波凡て五國の佐伯部の祖なり同書同紀に曰く

五十三年秋八月丁卯朔天皇群卿に詔して曰く朕愛子を願ソノツラると何の日か止まん冀くは小碓王の平けし所の國を巡狩メクリせんと欲すと

是月乘輿伊勢に幸し轉して東海に入る(中略)十二月東國より還りて伊勢に居る是を綺宮カサミヤと云ふ

同書成務紀に曰く

(一) 四年春二月丙寅朔詔して曰く我先の皇大足彥天皇聰明神武錄に膺り圖を受け天を治め人に順て賊を撥ひ正に反り徳は覆フクに伴しく道造化に協ふ普天率土王臣ならざるなし靈氣懷靈何の處を得ざるからん今朕寶祚を嗣き踐み夙夜兢惕す然れども黎元蠢爾野心を倏めす是國郡に君長なく縣邑に首渠なき者自今以後國郡に長を立て縣邑に首を置く則國の幹了に當れる者を取て其の國郡の首長に任せよ是を中區の蕃屏と爲せよ

(二) 五年秋九月諸國に會して國郡に造長を立て縣邑に稻置を置くを以て並に楯矛を賜ふて以て表と爲す則山河を隔て國縣を分ち阡陌に隨て以て邑里を定め因て東西を以て日縦となし南北を日横となし山陽を影面と曰ひ山陰を背面と曰ふ是を以て百姓安居天下無事なり

按するに

五〇

以前より國郡縣邑の境界定まらざるにより強族跋扈して漫りに弱の地を兼併し或は他に侵入して之を掠奪したるものあるへく而して其の統御者を欠きしにより日々の争鬪絶ゆるとなからん天皇此に於て山河自然の堺界を以て國郡を分ち縣邑を定め以て侵奪の害を防ぎ且酋長を定めて始めて之を統御せしめたれば此の後百姓安居天下無事となりしなるへし而して本縣の境界は如何なりしや今考ふへからすと雖南北牟婁は當時切捨物同前の地なるへく伊勢志摩は一國にして伊賀は自ら一國たりしか如し

神皇の三韓征伐

日本書紀(神后紀)曰く

(一) 三月壬申勅皇后吉日を選びて齋宮に入り親ら神主と爲り賜ふ則武内宿禰に命じて琴を撫かしま中臣の鳥賊津使主をして審神者とす因て千繪高繪を以て琴の頭尾に置いて請て白く先の日に天皇

に教へ給ふ者は何の神り願はくは其の名を知らんと欲すと七日七夜に至りて乃答へて曰く神風の伊勢の國の百傳度會縣の折鈴の五十鈴宮に居す所の神名は撞賢不嚴の御魂天疎向津姫の命と又問ひ給はく是の神を除めて神ありや答へて曰く幡蕪穗に出し我は尾田の吾田節の淡の郡に居す所あり問亦有りや答へて曰く天に於ては事代虛に於ては事代の玉籤入彦嚴の事代の神あり問ふ亦ありや有る無し得知らすと

(三) 是に於て審神者の曰く今答へ賜はずして更に後言ありや則對へて曰く日向國橘小門の水底に所底水葉稚之出居神名は表筒雄中筒男底筒男神の有すあり問ふ又有りや答へて曰く有ること無きと得知らす終に且神居すと云わす時に神の語を得て教に従て祭る

按するに伊勢の度會の五十鈴宮に居す神と云は、其の神社に祭れる神なると明なりと雖神の名は撞賢木嚴の御魂天疎向津姫命とは如何なる御神なるやを知らす幡蕪穗に出し我は尾田

の吾田節の淡の郡に居す所ありの神は伊賀阿山郡に阿波神社あり風土記に淡神社の祭神を神功皇后とせるは誤なるへし辻氏系譜に曰く(松山氏有)

由津彦神功六十年矢田宿禰に屬して朝鮮に之く同書に曰く

應仁三十一年九月蓋一籠を賜ふ蓋し枯野の船を焼くものなり乃之を三重村に分つ

倭姫命世紀鰲頭に曰く

按するに國造本紀に曰く伊賀國は難波朝(仁德)御宇伊勢國に隸し飛鳥朝(神武)御宇割きて置くと故の如しと然らば則根本は兩國にして中間一國となし又兩國に割きたるにて神武の朝始めて兩國に別ちたるにあらず

伊賀伊勢の分合

倭姫命世紀に曰く

崇神天皇六十四年丁亥霜月廿八日皇大神宮伊賀國隱郡市守宮に

遷幸し二年齋き奉る

按するに

崇神朝に伊賀國の名あるによれば當初は伊賀伊勢は全く分立したる國なるか仁德の朝之を合併し天武の朝再ひ分置せるか如し従て成務の朝は二國分立せられ居たるか如し

日本書紀持統記に曰く

在伊賀國紀臣阿閉臣等云々

按するに

持統天武の朝には伊賀國の獨立せるを見るへし

同書武烈紀に曰く

伊勢の二郡を割て志摩國を分置す今の答志英虞二郡なり

按するに

武烈以前成務の國縣を定めたる時も伊勢の隸屬なるは明なり桑名郡員辨郡は横郡と稱せり恐は成務の朝日の横となせるもの、名稱の残り居れるにあらざるか

仁徳と雌鳥皇女

日本書紀(仁徳)に曰く

三十年秋九月乙卯朔乙丑皇后紀國に遊行して熊野岬に至て即其の處の御綱葉ツツカシを取りて還る

辻氏系譜に曰く

仁徳十一年目杵白鳥の陵守に任し武部長と爲る

本書紀仁徳紀に曰く

四十年春三月雌鳥皇女を納れて妃と爲さんと欲して準別の皇子を以て媒と爲し給ふ時に準別皇子密かに親ら娶りて之を久ふして復命せず是に於て天皇夫あることを知らずして親ら雌鳥皇女の殿に臨む時に皇女の織織オリ女人等歌ひて曰く

比佐箇多能、阿梅箇難麼多、迷廻利餓、於瑠箇儺麼多、波擲歩佐和氣能、淵於須臂餓泥

久方の天金機雌鳥か織る金機準別の御衣

爰に天皇準別皇子の密かに婚せる知りて之を恨み給ふ然るに皇

後の言に重ハカり亦干支の義に教くして忍ひて罪せず俄にして準別皇子皇女の膝に枕して以て臥し乃ち語りて曰く鶴鶴と準とは孰れか捷しや曰く準捷し曰く準は捷し乃ち是れ我先んする所なりと天皇此の言を聞きしめて更に又恨を起し給ふ時に準別の皇子の舍人等歌ひて曰く

破佐歩佐波、阿梅珥能朋利、等珥箇慈梨、伊菟岐饑宇倍能、娑非岐等羅佐泥

隼は天に上り飛ひ翔り五十柵ツツか上の鶴鶴取らさね

天皇此の歌を聞きて勃然として大に怒り給ひて曰く朕私の怨を以て親を失ふを欲せずして之を忍へり何を疊トカてか私の事をもて社稷に及ぼさんとするかと宣ひ則準別皇子を殺さんと欲す時に皇子雌鳥の皇女を率ひて伊勢の神宮に納らんと欲して馳す是に於て天皇準別皇子の逃げ走れるを聞て則吉備品遲部雄御播摩佐伯直阿俄能胡を遣はして曰く追て逮ふ所に則殺せと時に皇后奏して言さく雌鳥皇女寔に重罪に當れり然れども其の殺さん日皇

女の身を露にせんことを欲せずと乃由て雄鯉等に勅すらく皇女に寶所の足玉手玉を取る莫れと雄鯉等追ひて菟田に至り素瑛の山に逼る時に草中に隠れて僅に免るゝとを得たり急に走りて山を踰ゆ是に於て王子歌ひて曰

破殆多氏能、佐饑始枳那摩茂、和藝毛古等、赴歌利古喻例麼
擲須武志呂箇茂

梯立の嶮しき山も我か妹と二人踰れば安席かも

爰に雄鯉等免ることを知りて以て急に伊勢の蔭代野に追ひ及びて之を殺す時に雄鯉等皇女の玉を探りて裳中より之を得たり則二玉の屍を以て廬杵河邊に埋め復命す皇后雄鯉等に問はしめて曰く皇女の玉を見しや對へて曰く見ざるなり是歲新嘗の日に當り宴會の日を以て酒を内外の命婦に賜ふ是に於て近江の山君稚守山妻采女磐坂媛と二女の手に良珠を纏ふあり皇后其の珠を見給ふに既に雌鳥皇女の珠に似たり則之を疑ひ有司に命して其の玉を得し所の由を問ふ對へて言さく佐伯の直阿俄能古の妻の玉

なりと仍て阿俄能胡を推鞠す對へて曰く皇女を誅したる日探りて之を取ると則將に阿俄能古を殺さんとす是に於て阿俄能胡乃已の私地を獻して死を免れんとを請ふ故に其の地を納めて死罪を赦す是を以て其の地を號けて玉代と曰ふ
日本紀の註に曰く所謂菟田は大和の宇陀郡の宇陀なり素瑛山は同洲同郡漆部郷會爾谷なるへし伊賀洲名張郡に比隣する所なり伊勢國蔭代野は今考へ難し疑ふらくは伊賀洲名張郡薦主村なるへし大和國より伊勢に至るの順路にして舊伊賀國は伊勢の一部なりしなり

仁徳と武部

日本書紀仁徳記に曰く

六十年冬十月白鳥陵守等を差はして役丁に充つ時に天皇役所に臨む爰に陵守目杵白鹿に化して以て走く是に於て天皇詔して曰く是の陵本より空し故に其の陵守を除かんと欲し甫めて役丁を差はす今是怪を見るに甚た懼し陵守を勳す勿れ則且土師連等に

按するに白鳥陵三あり何れの陵なるや知るへからすと雖鈴鹿郡能褒野の陵は假令白鳥に化して飛ひ去りたるとするも三陵中最重んすへき陵なるは明なり何となれば他の二陵は其の地に白鳥の留まりたる地と云ふに過ぎす然るに此の陵は現に埋葬せられたる地なればなり故に陵守等を定め武部を置きたるも三陵中獨り此の陵に重きを置きたるなるへし假令三陵とも空しとせるも建國の体制として一所は堅く御陵墓として神聖なる區域を定め置くへき筈なるに天皇の御宇に至り陵守を役丁に充てたるは何の意に出でたるやを知らず要するに能褒野に尊の遺骸を埋葬せしや否やに就ては天皇の御宇既に之を疑ひたるを見るへし

豐受大神遷座

(一) 泊瀬朝倉宮の大泊瀬稚武天皇即位廿一年丁巳冬十月倭姬命の夢

に教へ覺し給はく皇大神我一所に在まさは御饌も安く開食さす丹波國與佐の小見比沼の魚井原に座す道主の子八乎止女の齋り奉る御饌都の神止由氣の大神を我座す國へと欲すと誨へ覺し給ひき爾時に大若子命を差使はし朝廷に參上せしめて御夢の狀を申さしめ給ひき即天皇勅し給ひ汝大若子使として罷り往きて布理奉れと宣ひき故に手置帆負彦狹知二神の裔を率ひて齋斧齋鉏等を以て始めて山材を採りて寶殿を構へ立て明年戊午秋七月七日大佐佐命を以て丹波國余佐郡魚井原よりして止由氣皇大神を迎へ奉り度會の山田原の下津盤根に大宮柱廣敷く立て、高天原に千木高知りて鎮り定り座せと稱辭定め奉り饗へ奉り神賀祝詞白賜へり二所皇大神の朝の大御饌夕の大御饌を日別に齋き敬ひ供へ進る

(二) 又天神の訓に隨て土師の物忌を定め置き宇仁の波爾を取り天平登八十枚を造りて諸の宮を敬ひ祭り又皇大神第一の攝社荒魂多賀の宮をは豐受大神宮に副へ從ひ奉り給ふなり又勅宣に依り大

佐佐命を以て二所大神宮の大神主の職を兼行ひ仕へ奉る又丹波道主命の子始めて物忌に奉ふ御饌炊き満て供へ進る御炊物忌是なり又須佐乃乎尊の御玉道主貴の社を定む粟の御子神社に座す是なり又大若子命の社を定む大間社是なり宇多の大采禰奈の命の祖父天見通命の社を定む田邊氏の神社是なり惣て此の御宇に攝社四十四前崇め奉る爰に皇大神重て託宣はく吾祭りに仕へ奉るの時は先止由氣大神宮を祭り奉るへし然して後に我が宮の祭の事を勤仕すへきなり故に則諸の祭事は此の宮を以て先とするなり亦皇大神託宣はく其の宮を造るの制は柱は則高く太く板は則廣く厚かれ是れ皇天の昌運國家の洪く啓くるとは宜しく神器の大造を助け給ふへきなり則皇天の嚴しき命を承けて日の小宮の寶基を移し奉り伊勢兩宮を移し奉る

(三) 天皇即位廿三年己未二月倭姫命宮人及物部八十氏等を召進へて宣く神主部物忌等諸々聞け吾久代大神託宣ひまし〜て心神は則天地の本基にして身体は則五行の化生なり肆に元を元とし元

の初に入り本を本とし本の心に任せよ神は垂るに祈禱を以てし先となし冥には加ふるに正直を以て本と爲せり夫天を尊ひ地に事へ神を崇め祖を敬ふ則是宗廟を絶たす天業を経綸め又佛法の息を屏して神祇を再拜し奉れ日月は四州を廻り六合を照すと雖正直の頂を照すへしと詔命し給ふと明けし已専ら在禮か如く朝廷を祈り奉らは天下太平にして四民安然ならんと布告託して自ら尾上山峯に退き隠れ座す

(四) 一書に曰く倭姫皇女は垂仁天皇の第二の皇女なり生れて貌容甚た麗し幼より秘明敏智貞潔神明に通し給へり故に皇御孫の尊の御杖代と爲して皇大神を頂き奉る美和の御諸の宮より發給ひ願ひ給ひ國求き奉る

(五) 垂仁天皇廿五年丙辰春三月伊勢百船の度會國玉掇伊蘇國に入り座し則神服織の社を建て大神の御服を織らしむ麻績の機殿神服の社是なり(此の處より始めて伊蘇宮と號つく)然して後神の誨に隨ひて神籬を造り建つ丁未年冬十月甲子を以て五十鈴の川上に

遷し奉る後清く麗はしき膏地を覓めて和妙の機殿を五十鈴川上の側に興て、倭姫命をして居しむ時に天棚機姫の神をして大神の和妙の御衣を織らしめ給へり是を號けて磯の宮と號す爰に卷向日代宮御宇日本武尊比比羅木の八尋の鉾根を以て皇大神の宮に奉獻す則倭姫皇女彼八尋の鉾根は緋の囊に納れて皇大神の貴き財と爲して崇め祭り奉る天棚機姫神の裔八千々姫をして年毎に夏四月と秋九月と神服を織り以て神明に供ふ故に神衣祭と曰ふ惣て此の御世神地神戸を定む天神地祇を崇め祭り年中の神態蓋し此の時に始まる

(六) 大泊瀬稚武天皇御宇に至て自ら退き薨まします爾時倭姫皇女大神主物忌等に託て宣はく天照大神は日月と明を合せ共にして萬内照り臨み給へり豊受大神は天地と徳を齊しく共にして國家を守り幸ひ給へり故に則天皇の御代二柱靈尊神風の地を訪て重波の國を尋ねて天降り鎮り座し給へり凡て伊勢二所皇大神宮は則伊弉諾伊弉冊尊崇め給ふ神宗廟社稷の神惟群神の宗惟百王の祖

なり尊きと二つとなし自余の諸神は乃子の臣敦か能く敢て抗へんやと詔給ふ我聞く大日本の國は神國なり神明の加被によりて國家の安く全きとを得國家の尊ひ崇めに依りて神明の靈の威を増す肆に神を祭るの禮は神主祝部を以て其の齋主と爲すと茲に因りて大若子命の弟若子命同じく殿内に侍りて善く防ぎ護るとを爲す國家を祈り奉れば寶祚の隆んと天壤と窮り無かるへし

(一) 謹て按するに朝倉の大稚泊瀬武天皇とは雄略帝なり倭姫命は崇神の五十八年に天照大神の御杖代として美き宮所を覓めんか爲遷幸せられたれば其の時已に成年に達し居たるならん崇神の五十八年より雄略の二十一年迄としても五百六十七年を其の間に挾めり然れば雄略の朝大神の御夢の告を被りたるは垂仁の皇女たる倭姫命にはあらざらん

(二) 野見宿禰の土師の氏を賜はりしは垂仁天皇の三十二年なるに是より先き垂仁天皇の二十一年に已に宇仁の波爾を取りて天平瓮八十枚を造るの記は伊勢に於て陶器を作るの最早き時代

に始まりたることを知るべし

壯氏系譜に曰く

雄略七年小葦大内に入る伊勢采女と云ふ

御鎮座本紀に曰く(後鳥羽の朝寫書)

(一) 纏向の珠城宮の御宇二十六年丁巳冬十月甲子天照大神但波の吉
佐宮よりして度會の宇治の五十鈴の河上に遷し奉りて鎮り居す
泊瀬朝倉宮の御宇二十一年丁巳十月朔倭姫命の夢に教へ覺し給
はく皇大神吾天の小宮に座すか如くに天か下にも一所に座ねは
御饌も安く聞しめさす丹波國與佐の小見比沼の魚井の原に座す
道主の子の八乎止女の齋き奉る御饌都の神止由氣皇大神を我か
座す國へと欲すと誨へ覺し給ひき

註に曰く是止由氣大神は水氣の始の神に座す千變萬化一水の
徳を受けて續くる命の術を爲す故に名けて御饌都神と曰す亦
古き語に水道を御饌都神と曰す亦天照大神止由氣の大神と一
所に雙ひ座すの時陪從諸神等御饌を奉る其の縁なり

(二) 爾時大若子命を(一名大幡主命大間社是なり)差し使はして朝廷に

御夢の狀を言さしめ給ひき即天皇祥き御夢見給ふ則天皇今日相
夢し給ふ大若子を罷り往かしめて布理奉れと宣ひき今年物部八
十氏の人等手置帆負彦狹知二神の裔を率ひ齋斧齋鉏等を以て始
めて山の材を採りて神の教に隨て度會の山田の原の地形廣く大
に亦麗しき此の地に大田命金石を以て下津底根に敷立て寶殿を構
へ立て明年戊午の秋七月七日大佐佐命を以て布理奉る共に從ふ
神中臣の祖大御食津命(度相郡に座す御食社と號く)小和志理命事
代命佐部支命御倉命屋和古命野古命乙乃古命河上命建御倉命與
魂命各前後左右に相副ひ從ひ仕へ奉る大佐佐命小和志理命正體
を戴き奉り與魂命(玉申祖)道主貴は相殿の神を戴き奉り駈仙躰ひ
錦蓋覆ひ日繩曳へ天日孁日の御翳屏し奉り行幸す爾時若雷神
天の八重雲を四方に薄靡して神垣と爲して但波國吉佐宮より倭
國宇太の宮に遷幸して御一宿まします

(三) 次に伊賀國穴穗宮に御二宿座す時に朝夕の御饌に箕作る竹原並

に箕藤黒葛生ふる所三百六十町亦年魚取る淵梁作す瀬一處亦御栗栖三町國造等貢進す仍て二所の皇大神の朝の大御氣夕の大御氣の料所に定め給ひき次に伊勢國鈴鹿の神戸に御一宿次に山の邊の行宮に御一宿(今一志那新家村と號くる是なり)次に渡相の沼木の平尾に遷幸し行宮を興して三箇月座す今處を號けて離宮と名つく夜々天人降臨て神樂を奉る今の世豊明と號くは其の縁なり來目命の裔屯倉の男女小童神宴す戊午秋九月の望離宮より山田原の新宮に遷幸し御船代御樋代の内に鎮め奉る(樋代は天小宮の日座の儀なり故に天御蔭日御蔭と隱し座すと謂ふ祝言の縁なり船代は則天材木屋船の靈を云ふ故瑞舍の名を屋船と號くる縁なり天御翳日御翳隱れ座す古語なり)天衣を以て之を飾り奉る日小宮の儀の如し天照大神の御託宣に依りて大神第一の攝社多賀宮を止由氣宮に傍へ奉る

雄略天皇

日本書紀雄略記に曰く

三年夏四月阿閉臣國見栲幡皇女と湯人廬城部連武彦とを潛して曰く武彦皇女を汚して任身せしめたりと武彦父枳莒喻此の流言を聞きて禍の身に及はんとを恐れ武彦を廬城河に誘ひ偽りて使鷓鴣没水捕魚して因て其の不意に乗して打ちて之れを殺す天皇聞きて使者を遣はして皇女を案問せしむ皇女對へて曰く妾は識らざるなりと俄にして皇女神鏡を賚持し五十鈴河上に詣り人の行かざるを伺ひて鏡を埋めて經死す天皇皇女の在らざるを疑ひ恒に闇夜に東西に覓求めしむ乃河上に於て虹の見ゆると蛇の如く四五丈なるあり虹の起る所を掘りて神鏡を得たり移行すると遠からずして皇女の屍を得て割きて之を見れば腹中物あり水の如し水中石あり枳莒喻斯に由て子の罪を雪くとを得還りて報ひ殺さんとす國見石上神宮に逃匿す

日本書紀雄略記に曰く

十二年冬十月癸酉壬申天皇木工闔雖御田に命して始めて樓閣を起す是に於て御田樓に登りて疾く四方を走ると飛行の如き有り

時に伊勢の采女ありて仰きて樓上を見て彼の疾行を怪しみて庭に顛仆して撃くる所の饌を覆へす天皇便ち御田其采女を好せりと疑ひ自ら將に刑せんと念ひ物部に付す時に秦酒公侍座す琴の聲を以て天皇に悟らしめんと欲し琴を横へて弾して曰く

柯武柯噬能、伊制能、伊制能、奴能、娑柯曳鳴、伊哀甫流柯枳底、志我都矩
屢麻泥爾、飲哀枳瀾爾、柯拖俱都柯陪、麻都羅武騰、倭我伊能致謀、伊比
志拖俱彌幡夜、阿拖羅拖俱瀾幡夜

神風の伊勢の伊勢野の榮へを五百經る懸きて如此造る迄に大君に堅く仕へ奉つらんと我命も長くもかど云ひし匠はや可惜匠はや

是に於て天皇琴聲を悟りて其の罪を赦す

同書同記に曰く

十三年秋九月木工猪名部真根石を以て質となし斧を揮ひて材を割るに終日割れとも誤りて刃を傷はす天皇其の所に遊詣して怪み問ふて曰く恒に誤りて石に中らざるや真根答へて曰く竟に誤

まらすと乃采女を喚ひ集へて衣裙を脱して襖を着け露所に相撲せしむ真根暫く停て仰き視て割る覺へす手誤まりて刃を傷つく天皇因て嘖めて曰く何處の奴る朕を畏れずして不貞の心を用て妄りに輒く答ふるやと仍て物部に付して野に刑せしむ爰に同伴の巧者あり真根を嘆き惜みて歌を作りて曰く

阿拖羅斯格、偉健謎能陀俱彌、柯該志須彌健幡、旨我那稽摩、拖例柯柯該
武預、阿拖羅須彌健幡

可惜しき猪名部の匠懸けし墨繩如此なけは誰か懸けんよ
可惜墨繩

天皇此の歌を聞きて反て悔惜を生し喟然として頽歎して曰く幾んど人を失ひつるかなと乃赦使を以て甲斐の黒駒に乗せ馳て刑所に至り止めて之を赦す用て微繩を解く復歌を作りて曰く

農播拖磨能、柯彼能矩廬古磨、矩羅枳制幡、伊能致志健磨志、柯彼能俱廬
古磨

ぬは玉の甲斐の黒駒鞍着せば命死なまし甲斐の黒駒

按するに猪名部氏は其の祖先員辨郡より起る伊勢鴨縣主は猪名部氏の祖なり朝廷に事へて多く良工を出す

同書同記に曰く

十四年三月臣連に命して吳人を檜隈野に安置す因て吳原と名づく衣縫兄媛を以て大三輪神に奉し弟媛を以て漢の衣縫部となす漢織吳織衣縫は是飛鳥衣縫部伊勢衣縫先なり
本縣紡織の業は太古より起れるか如しと雖其の盛なるに至れるは雄略以後兄媛乙媛の衣縫部の此の地に來りし以後なるへし今本縣河藝郡に漢織神社と吳織の神社ならんと思はる式内神社あり其の部曲の民の祭れる所なるへし今に至り木綿織は改良機械を以て製織すると當郡に多し

同書同記に曰く

十七年春三月丁丑朔戊寅土師連等に詔して朝夕の御膳を盛るへき清器を進めしむ是に於て土師連の祖吾笥仍て攝津國の來狹狹村山背國の内の村伊勢國の藤方村及丹波丹後因幡の私の民部を

進む名けて贊土師部と曰ふ

按するに吾笥の此等地方より私の民部を取りて之を進むるよれは土器製造の熟練なると他の土師部より遙に優れる者あるに因る後久しく著はれすと雖近世に至り安東燒阿漕燒祥瑞燒等の發達せしも實に其の源は藤方土師部民の其の基礎を開きたるものならんか

朝日郎の亂

同書同記に曰く

十八年秋八月己亥朔戊申物部菟代宿禰物部目連を遣はして伊勢朝日郎を伐たしむ朝日郎官運の至ると聞きて則伊賀の青墓に逆へ戦ふ自ら能く射るを矜りて官軍に謂て曰く朝日郎か手に誰人か中るへきと其の發する所の矢は二重の甲を穿つ官軍皆懼る菟代宿禰敢て進み撃たす相持すると二日一夜なり是に於て物部目連自ら大刀を執りて筑紫聞物部大斧手をして楯を執らしめ軍中に叱して俱に進む朝日郎乃遙に見て大斧手か楯二重甲を射穿つ

并に身肉に入ると一寸大斧手楯を以て物部目連を弱す目連則朝
日郎を獲て之を斬る是に因て菟代宿禰克たざるを羞ち愧ちて
七日まで復命せず天皇侍臣に問ひて曰く菟代宿禰何り復命せさ
ると爰に讃岐の田虫別と云へる者あり進み奏して曰く菟代宿禰
怯なり二日一夜の間に朝日郎を擒ふる能はずと物部目連筑紫聞
物部大斧手を率ひて朝日郎を獲へ斬ると天皇之を聞き怒りて輒
ち菟代宿禰有する所の猪名部を奪ひて物部目連に與ふ

日本書紀安閑記に曰く

元年十二月廬城部連枳菟喻か女幡姫物部大連尾興か瓔珞を偷み
取りて春日の皇后に獻る事發覺に至りて枳喻女幡媛を以て采女
の丁に獻る並せて安藝國過戸廬城部屯倉を獻り以て女の罪を贖
ふ物部大連尾興事由の已に安んずるを得ざるを恐れて乃十市部
伊勢國來狹狹登伊の贄土師部筑紫國の譚狹山部を獻る
註に曰く來狹狹登伊は二邑の名なり今其の地詳ならずと雖土
師部の居りし所なれば陶土の産する安濃より多氣に渡る一帯

の地の中ならんか

日本書紀宣化記に曰く

元年夏五月辛丑朔詔して曰く食は天下の本なり黄金萬貫ありと
雖飢を療すへからす白玉千箱ありと雖何り能く冷を救はんや夫
筑紫國は遐邇の朝屆る所去來の關門たる所是を以て海水を候ひ
て以て來賓し天雲を望んで貢を奉る胎中の帝より朕か身に洎ひ
穀稼を收藏して儲糧を畜へ積めり遙に凶年に設けて厚く良客を
饗す國を安するの方更に此に過くるはなし故に朕阿蘇仍君を遣
はして河内國茨田郡屯倉の穀を加へ運はしむ(中略)阿倍臣は宜し
く伊賀臣を遣はして伊賀國屯倉の穀を運はしむへし(下略)

日本書紀敏達記に曰く

四年春正月申子息長眞手王女廣姫を立て、皇后となし一男三
女を生む(中略)次に采女伊勢大鹿首小熊女菟名子夫人と曰ふ大姫
皇女と糠手姫皇女とを生む
大鹿は後相可と轉す多氣郡にあり

同書同記に曰く

七年春三月戊辰朔壬申薨道皇女を以て伊勢祠に侍らしむ則池邊皇子に姦され事顯れて解けぬ

辻氏系譜に曰く

用明天皇加奈君を命して膳の臣となす號を賀皇夫と賜ふ守屋の亂に功あり土師村を創の土師八十戸を置き天皇の御膳の清器を上る推古十三年大知位を賜ふ其の十六年九月朔小野妹子に從て唐に之き十七年九月歸る二十九年二月五日聖徳たる薨す造る所の土器を獻す

神宮雜事記に曰く

用明天皇即位二年丁未聖徳太子(御年十六歲)守屋大臣と合戦す太子の意は將に佛教を本朝に興隆せんとし守屋の意は本朝は則神國なり將に之を排せんとす是に由て論して合戦に及び大臣遂に誅せらる太子太錦上下德官前の事奏官兼祭主中臣國子大連公を以て勅使に差はし天照に座す伊勢皇大神宮に祈り申さしめ給へり云々

日本書紀用明記に曰く

十四年九月壬申酢香手姫皇女を以て伊勢神宮に拜して日神の祀に奉らしむ

註に曰く是皇女は此の天皇の時より炊屋姫の天皇の世に逮ふまで日神の神祀に奉り自ら葛城に退りきて薨しぬ或る本に曰く三十七年の間日神祀に奉りて自ら退きて薨すと

日本書紀皇極記に曰く

四年春正月或は阜嶺に於て或は河邊に於て或は宮寺の間に於て遙に見るに物ありて猿の吟するか如く聽ゆ或は一十許り或は二十許り就て之を見れば物便ち見へす尙鳴嘯の響を聞きて其の身を獲觀を得す時の人曰く此は是伊勢大神の使なり

日本書紀(天智記)に曰く

又伊賀の采女宅子あり伊賀皇子を生む復の字を大友皇子と曰ふ神宮雜事記に曰く

大化元年蘇我入鹿大臣謀友を企つることを爲す是に於て公家御祈

の爲に神寶物等を進めらる入鹿間中、大兄皇子中臣鎌子連公に誅せられ畢りぬ。同二年右大臣の宣奉勅に使りて御神寶物を伊勢大神宮に獻し奉る。

藤原千方の亂

伊水温故に舊記を引て曰く

藤原千方に四鬼従ふか故に屈せず然る處に河内國大納言を勅使として發向し一首の御歌を矢に附て敵陣に射さしむ四鬼之を見るに

土も木も我か大君の國なるを何とか鬼の住家なるらん

四鬼勅歌を見て直に我か國にはあらしとて忽化生の形となり大地を踏み破りて奈落の下に落ち没すると云ふ其の跡とて今にありて地に穴あり風氣の通ふと歴然なり千方四鬼に捨てられ三國岳を逃げ去り勢州家城の瀬戸の淵にて殺され紀朝雄頭を携へて歸路す

林羅山神社考に曰く

世に傳ふ千方は天智帝の叛臣なり千方四鬼を役使す金鬼風鬼隱形鬼火鬼なり伊賀伊勢の間にありて王命に順はず是に於て紀友雄に勅して之を討たしむ友雄乃往きて和歌を詠して之を送る
草も木も皆大君の國なれば何とか鬼の住家なるらん
諸鬼之を讀みて感して散し去る千方勢を失ひ友雄遂に之を誅滅す

小宰記に曰く

藤原千方村上天皇の御宇正二位を仰望せしに其の甲斐なくて日吉の神興を取り奉りて當國(伊賀)霧生の峯へ籠居紀友雄と云ふ人副將軍となりて之を討つ陪從の法師四人山注記(坊の誤か)三河坊兵庫堅者筑紫坊と云ふ者の力は大木を倒し勢ひは巖石を破る故に官軍多く討れて負くへかりしを六根清淨又中臣拔を朝雄誦し神功ならひなかりしにや終に千方柳の下にくひり果にき其の所を倒柳と申して唯今東條か宅地と覺わたり伊勢甲和卿にも遺跡あるなり藤原千峯と云ふ者の子にて鎮守府將軍に至る

諸家大系圖に曰く千方は鎮守府將軍實は千常舍弟なりと
按するに千方の亂を以て天智帝の時とする説と合わす前條已
に之を論せり

按するに藤原の姓は鎌足か薨するに臨みて天智天皇の賜はり
たる姓なれば其の他に同帝の時代にあるへき筈なきなり藤原
氏の系圖によるも鎌足に近き系統には千方の名なしされは藤
原千方の姓名共にも誤なきものとすれば藤原氏の支派に屬す
る人にてもあるへし若し支派ならんか天智の朝に起りたる
にはなき筈なり小宰記に曰く村上の代なりと或は然らんか然
れども千方に送りたる和歌は普天率土皆王土王臣の道を説き
此の和歌によりて四鬼の千方を棄て、去りたる事情によれば
天智天皇の時代と見做を正とすへし天智天皇は孝徳天皇を助
けて大化の改新を斷行したる人にして氏族私有の土地人民を
沒收して公地公田となしたれば各氏族の不平者の起るも又已
むを得ざる次第なり思ふに千方も此の地方を所有せるに朝廷

より直に沒收せられたるを憤りて叛し四鬼も一旦之を助けた
るも友雄の歌により普天の下王土にして率土の濱も王臣たる
を悟るに至て四鬼は千方を棄て、去りたるものならん金鬼と
は刀劔を扱ふに工なる人の謂にして火鬼は放火を利用し風鬼
は風を利用し隱形鬼は忍術に妙を得各此の妙所を戦争に利用
したるを云へるか

明治三十九年十月廿五日印刷
明治三十九年十月三十日發行

(定價金貳拾錢)

(六冊前金壹圓)

發行所

三重縣史料保存會

三重縣河藝郡一身田村拾六番屋敷

小野茂吉

編輯兼發行者

三重縣津市釜屋町貳拾壹番屋敷

鈴木嘉兵衛

印刷者

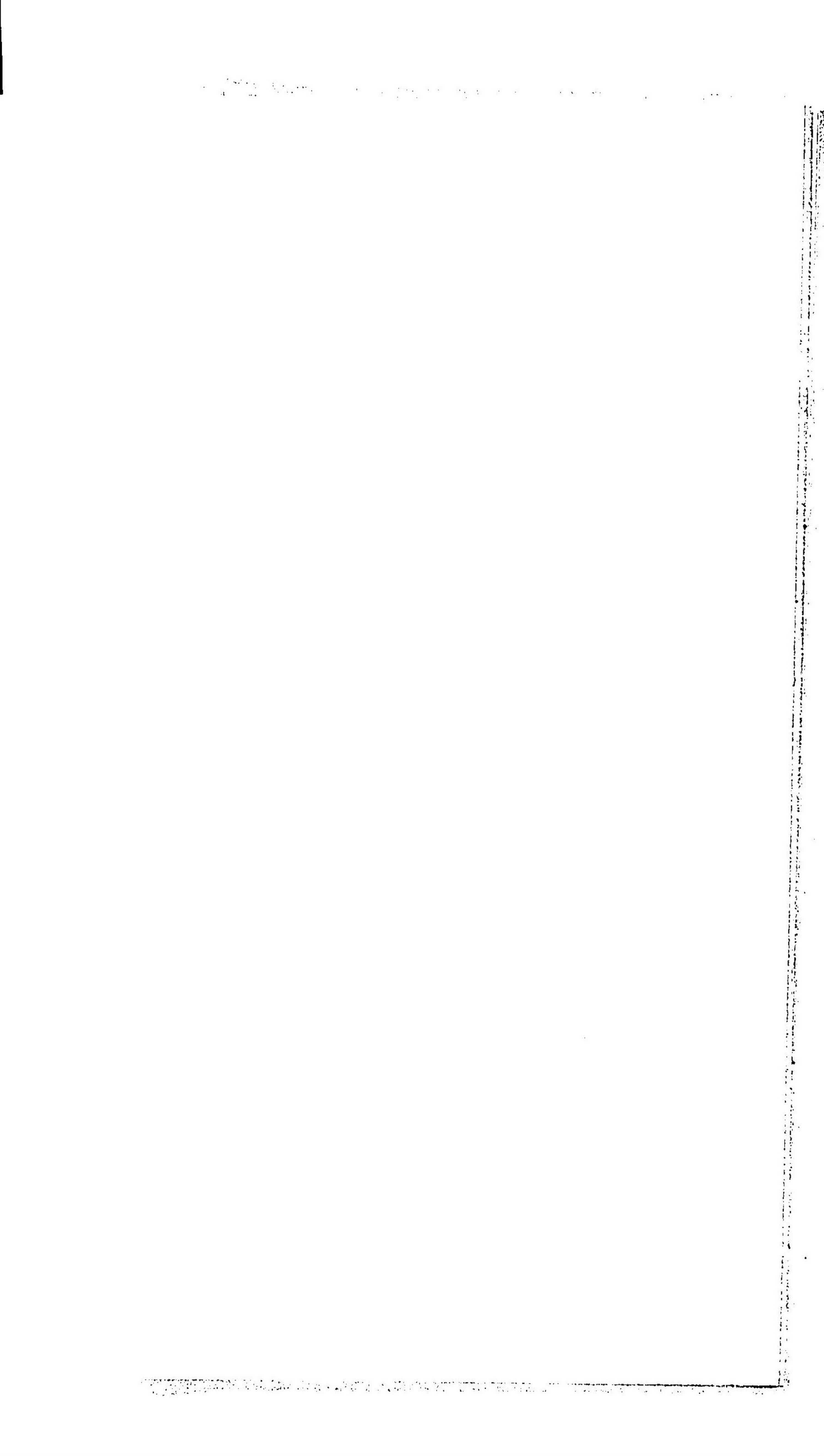
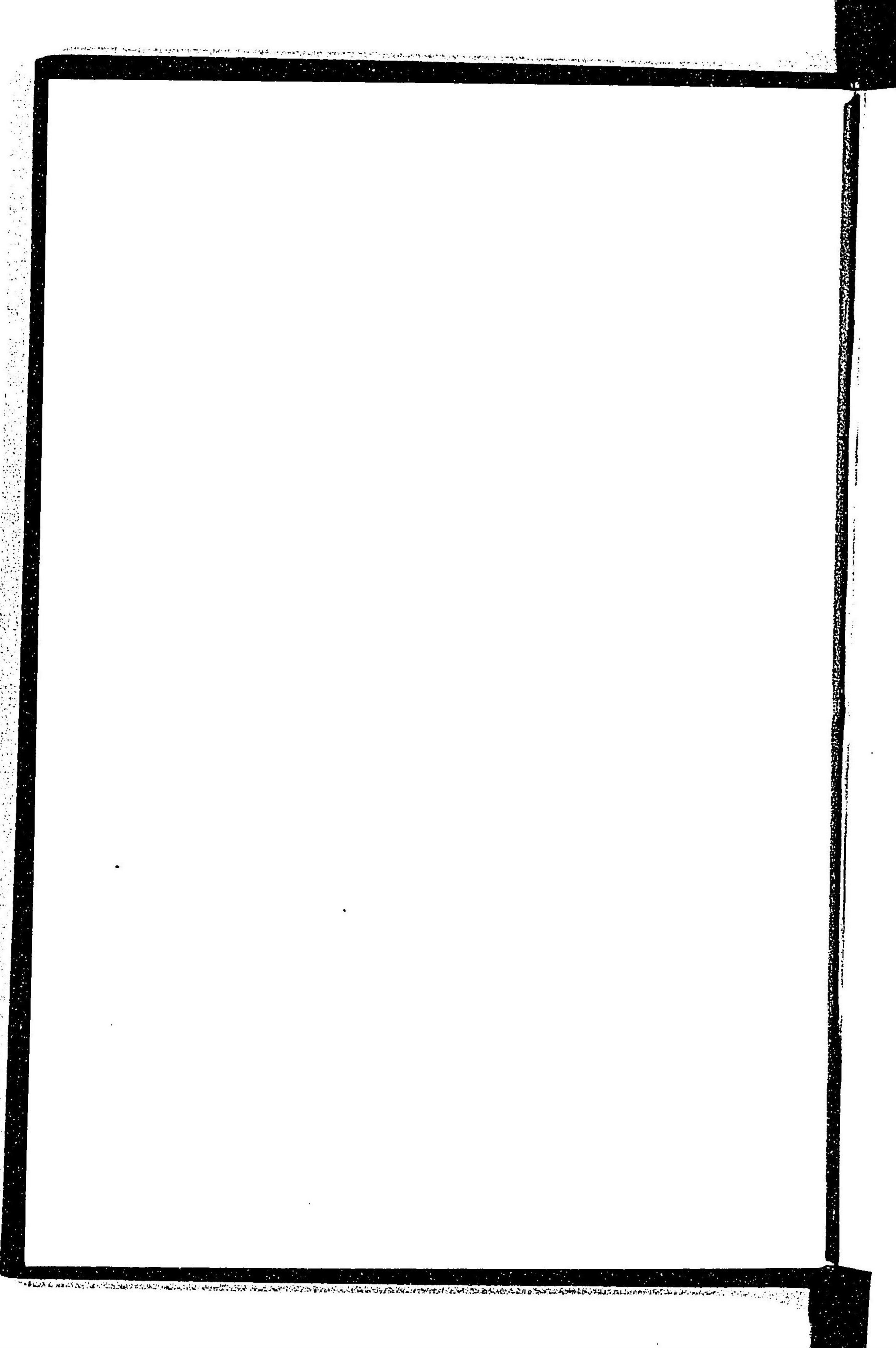
三重縣津市釜屋町貳拾壹番屋敷

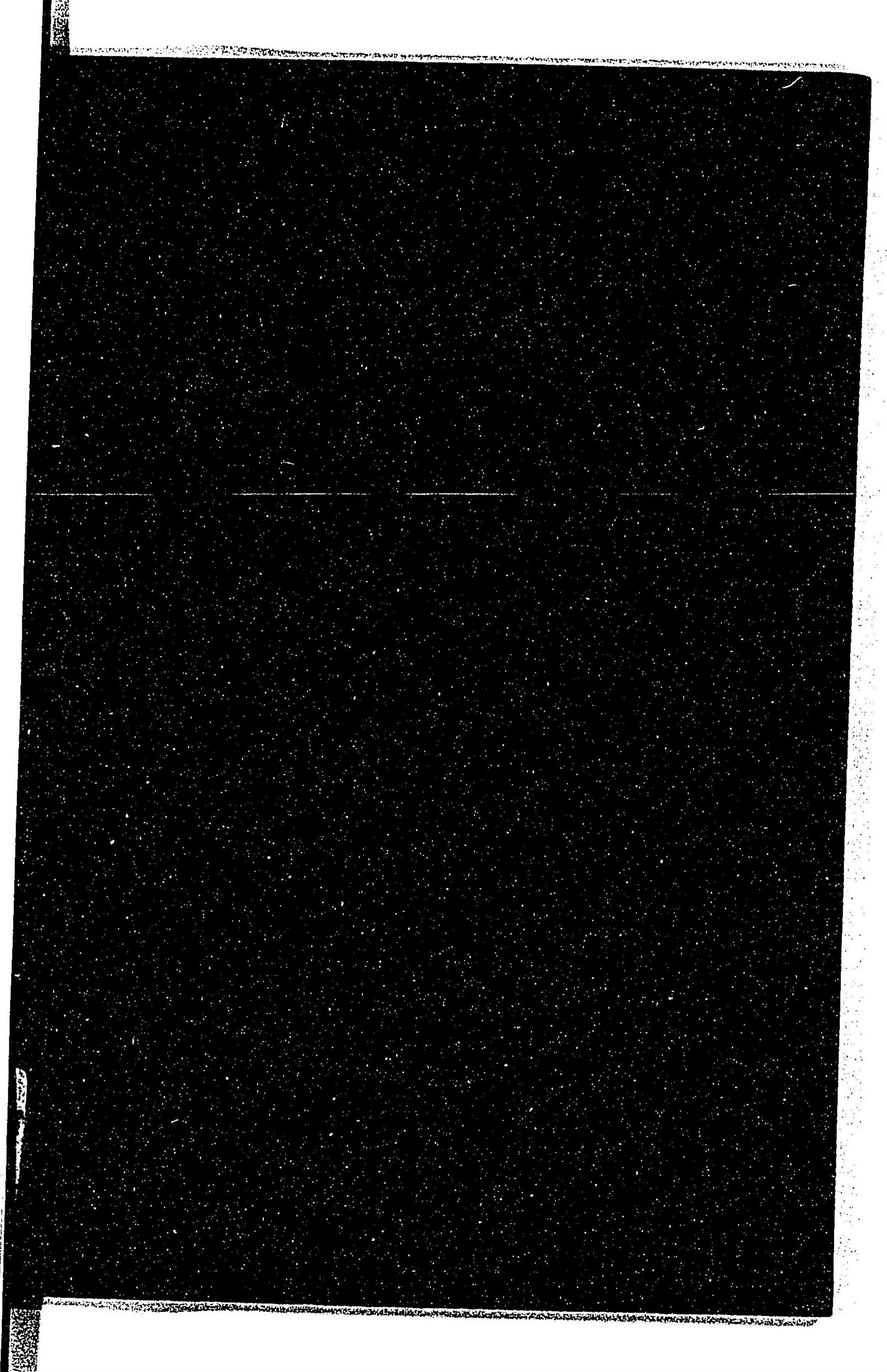
鈴木活版所

印刷所



10-307







025655-001-3

33-565

三重県史料 上古・中古編

小野 茂吉/編

1冊

M39-40

ADC-3172



33

565